

鑑定等手数料の額

種別区分 鑑定等の区分	手数料の額					
	型式鑑定試験 (1件につき)	型式変更鑑定 試験(1件に つき)	個別鑑定(1 個につき)	委託等による 型式鑑定試験 又は型式変更 鑑定試験(1 件につき)	鑑定型式の更 新(1件につ き)	受検場所の調 査(1件につ き)
エアゾール式簡易消火具	200,000円	100,000円	20円	20,000円(構 成部品又は附 属装置に係る 手数料を含 む。)	5,000円(構 成部品又は附 属装置に係る 手数料を含 む。)	90,000円(た だし、受検場 所の変更、検 査設備の変 更、品質管理 方法の変更、 製造工程若し くは社内検査 体制等の変 更、苦情処理 ・事故報告管 理方法の変更 又は個別鑑定 方式の変更に ついて受検場 所における調 査が必要であ ると協会が認 める場合に限 る。)
住宅用スプリンクラー設 備	350,000円	175,000円	2,300円			
圧力水槽	20,000円	10,000円	300円			
貯蔵水槽	19,000円	9,500円	240円			
ポンプ	23,000円	11,500円	460円			
自動弁	16,000円	8,000円	80円			
作動装置	29,000円	14,500円	70円			
圧力検知器	29,000円	14,500円	180円			
配管、継手、バルブ等	10,000円	5,000円	※1 5円			
受信装置	33,000円	16,500円	100円			
警報装置	50,000円	25,000円	40円			
消火性能を有する薬剤	50,000円	—	※2 3円			
開放型スプリンクラー ヘッド	50,000円	25,000円	35円			
住宅用防災警報器	140,000円	70,000円	立会個別鑑定 によるものに あつては50 円、工場審査 個別鑑定によ るものにあつ ては30円			
定温式住宅用火災警報器						
住宅用防災警報器／定温 式住宅用火災警報器	220,000円	110,000円	立会個別鑑定 によるものに あつては80 円、工場審査			

				個別鑑定によるものにあつては 60 円
住宅 用防 災警 報器 等	附属装置 A	20,000円		10円（型式番号が付与された警報器用接続ベースにあつては、5円）
	附属装置 B	10,000円		
	警報器用接続ベース	—	—	
補助警報装置		10,000円		10円
外部試験器		190,000円	95,000円	立会個別鑑定によるものにあつては 600 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 480 円
放火 監視 機器	放火監視センサー	500,000円	250,000円	立会個別鑑定によるものにあつては 170 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 140 円
	放火監視受信装置	250,000円	125,000円	立会個別鑑定によるものにあつては 300 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 240 円
	補助装置	125,000円	62,500円	立会個別鑑定によるものにあつては 200 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 160 円
2号消火栓		150,000円	100,000円	立会個別鑑定によるものにあつては 100 円、工場審査個別鑑定によ

				るものにあつては 80 円
補助散水栓	150,000円	100,000円		立会個別鑑定によるものにあつては 100 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 80 円
易操作性 1 号消火栓	150,000円	100,000円		立会個別鑑定によるものにあつては 100 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 80 円
消火設備用消火薬剤	200,000円	—		※2 立会個別鑑定又は工場審査個別鑑定によるものにあつては 3 円
結合金具に接続する消防用接続器具	管そう	40,000円	20,000円	50円
	スムーズノズル	20,000円	10,000円	20円
	噴霧ノズル	40,000円	20,000円	50円
	媒介金具	40,000円	20,000円	50円
	スタンドパイプ	40,000円	20,000円	50円
消火器加圧用ガス容器	50,000円	25,000円		4円
蓄圧式消火器用指示圧力計	50,000円	25,000円		4円
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	50,000円	25,000円		5円
音響装置	200,000円	50,000円		立会個別鑑定によるものにあつては 40 円、工場審査個別鑑定によるものにあつ

			ては 35 円	
音声切替装置	200,000円	50,000円	立会個別鑑定によるものにあつては 40 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 35 円	
予備電源	100,000円	50,000円	立会個別鑑定によるものにあつては 100 円、工場審査個別鑑定によるものにあつては 80 円	
蓄積付加装置	100,000円	50,000円	500円	
ホースレイヤー	150,000円	75,000円	6,000円	
消防用積 載はしご	単一式	200,000円	100,000円	1,000円
	伸縮式	200,000円	100,000円	1,300円
	折りたたみ式	200,000円	100,000円	300円

注 1 手数料の額に消費税は含まれない。

2 * 1 の手数料の額は、配管の場合は 1 m 当たりの額（端数切り上げ）とする。

3 * 2 の手数料の額は、1 L 当たり又は 1 kg 当たりの額（端数切り上げ）とする。

4 委託等による型式鑑定試験又は型式変更鑑定試験とは、次による。

① 業務委託による依頼

② 検定等の既承認型式による依頼

5 型式鑑定試験、型式変更鑑定試験及び個別鑑定において、指定した場所以外の受検に係る旅費（当協会の旅費規程による。）及び人件費は、依頼者の負担とする。

6 附属装置 A とは、機器及び燃焼試験を行うものをいう。また、附属装置 B とは、機器のみの試験を行うものをいう。

7 警報器用接続ベースの個別鑑定に係る手数料は、ベース（配線を接続できるものに限る。）と機器本体を別に受検する場合に適用する。

8 附属装置の型式鑑定試験及び型式変更鑑定試験において、試験項目が著しく多い場合又は試験時間を著しく要する場合の手数料は、依頼毎に実費を勘案して別途定める。

附 則

1 この定めは、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

2 鑑定等手数料の額について（平成 17 年 1 月 25 日）を廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。